

通 知 預 金

平成27年 2月 1日現在適用中

1	商品の名称	通知預金
2	お預け入れいただける方	・個人のお客様および法人のお客様
3	お預け入れ期間	・お預け入れ期間の定めはありません。 ただし、預入日から7日間の据置期間が必要です。
4	お預け入れ (1)お預け入れ方法 (2)お預け入れ金額 (3)お預け入れ単位	・一括お預け入れです。 ・10,000円以上 ・1円単位
5	お支払い方法	・随時解約でき、一括して払い戻します。 ただし、解約される日の2日前までに当金庫に通知が必要です。
6	お利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・変動金利 毎日の当金庫が定めた利率を適用します。 ・解約時（払戻時）に一括してお支払いします。 ・付利単位を1,000円とした1年を365日とする日割計算で行います。
7	税金	・個人のお客様のお利息は源泉分離課税となり、20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ただし、マル優をご利用された場合を除きます。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・法人のお客様のお利息は総合課税となります。
8	手数料	・不要です。
9	付加できる特約事項	・個人のお客様はマル優のご利用ができます。
10	中途解約時のお取り扱い	・据置期間内に解約された場合には、解約日における普通預金利率により計算したお利息とともに払い戻します。
11	金利情報の入手方法	・窓口へご照会ください。
12	苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17時30分 電話：0120-939-853）にお申出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所（9時～17時 電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会に

		<p>において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
13	その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品は預金保険制度の対象預金であり、預金保険の範囲内で保護されます。